

とよなか都市創造研究所設置規則

公布 平成 19.3.26 規則 4

沿革 平成 24.9.28 規則 114

第1条 中長期的な視点に立った都市における政策（以下「都市政策」という。）に関する調査及び研究を行い，市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため，政策企画部にとよなか都市創造研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

第2条 研究所に所長，主任研究員その他必要な職員を置く。

第3条 所長は，上司の命を受けて業務を掌理し，所属員を指揮監督する。

2 その他の職員は，上司の命を受け，業務を処理する。

第4条 研究所の分掌事務は，次のとおりとする。

(1) 都市政策に関する調査及び研究計画の策定に関すること。

(2) その他都市政策に関する調査及び研究に関すること（企画調整室に属するものを除く。）。

(3) とよなか都市創造研究所運営委員会に関すること。

附 則

この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は，平成 24 年 10 月 1 日から施行する。